

労働基準監督署への届出様式等における「押印」を求める手続きが見直されました。



以下をはじめとする労働基準監督署への各種届出等においては、**事業主等の押印等を不要**とするように省令が改正されました。

「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について（基発1225第1号令和2年12月25日）」

そのため、労働基準監督署への届出は、「押印」をせずともご提出いただけます。
新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、これまで以上に**電子申請や郵送による提出、テレワークの積極的な活用**を行っていきましょう。

○押印が不要とされた様式（一部抜粋）

- ・労働者死傷病報告(休業4日以上)
- ・各種健康診断結果報告書（※）
- ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（※）
- ・総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- ・機械等設置・移転・変更届 など


※こちらの様式では産業医の「押印」も不要とされています。

～押印等省略における留意事項～

- 事業者職氏名欄については「押印」・「署名」は省略できますが、「記名」は省略できません。


その他参考のホームページ

● 電子申請のご案内

各種届出は、オフィスや自宅から電子申請を！ 




● 書類作成のお手伝い（入力支援サービス）

共通部分の省略や入力項目のエラーチェックがインターネット上で行えます 



● テレワークを行う際のポイント

自宅等でテレワークを行う際の留意点 



労働者死傷病報告



福岡中央労働基準監督署 安全衛生課

福岡県福岡市中央区長浜2-1-1

電話:092-761-5608 FAX:092-761-5616